

◎新潟県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新潟五泉間瀬線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市七浦字川端 298 番から同市七浦字横枕 51 番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日